

廃棄物とは

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理されます。

同法第2条の（定義）で、『「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）』と規定されています。

※一般廃棄物

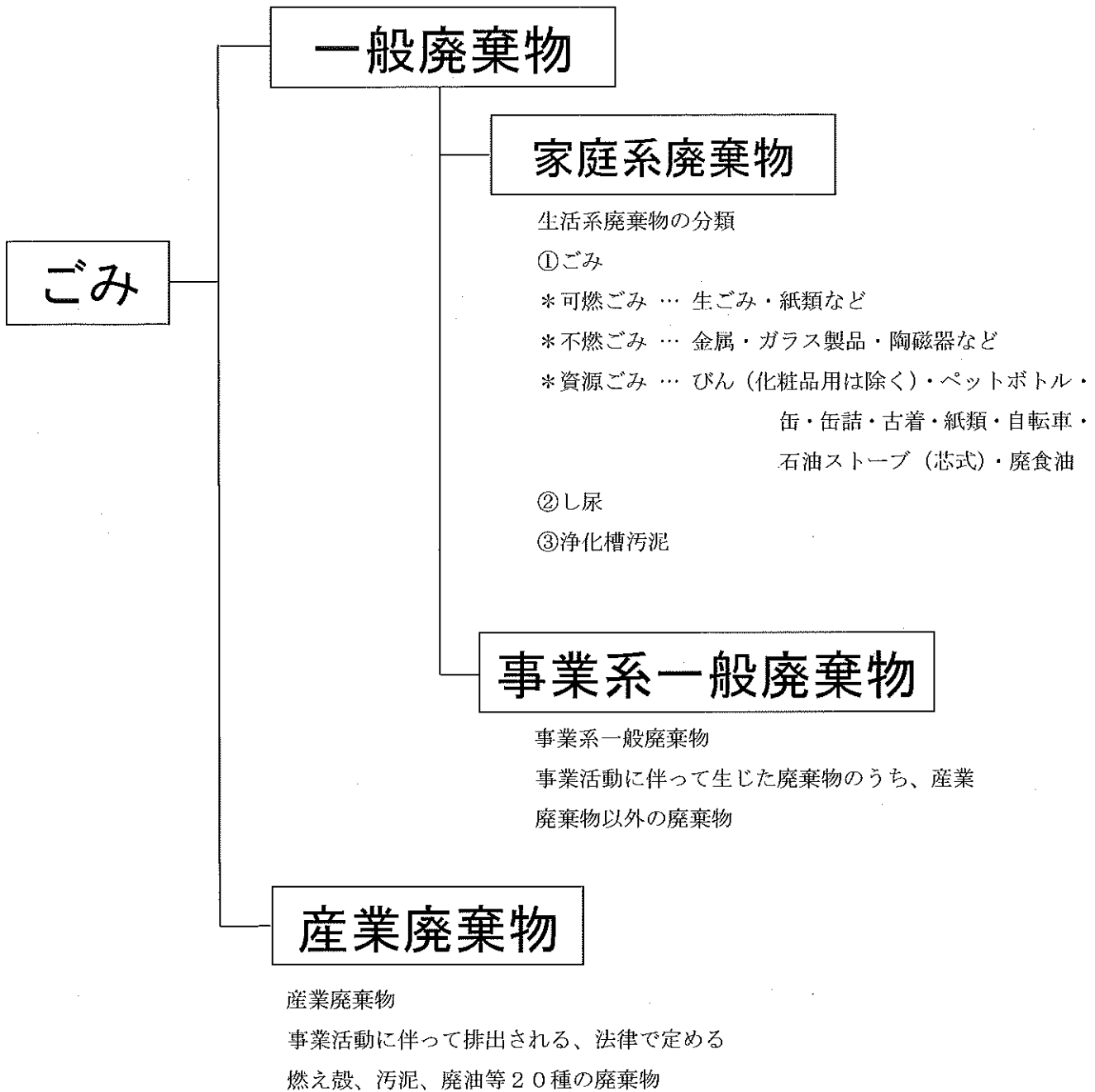
一般家庭から排出される家庭ごみや、事業所から排出される産業廃棄物以外のごみ。
法律では「産業廃棄物以外の廃棄物」と規定されています。

※産業廃棄物

事業活動に伴って排出される、法律で定める廃棄物。

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑩鋳さい、⑪がれき類、⑫ダスト類（ばいじん）、⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動植物性残さ、⑰動物系固形不要物、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体、⑳⑲までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、⑲までの産業廃棄物に該当しないもの（例：コンクリート固型化物）

※⑬～⑲は業種の指定あり。



※一般廃棄物及び産業廃棄物に、それぞれ特別管理の区分が、例示のほかにあります。

瑞浪市が処分できる産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック、金属くず（一辺の長さ1m以下とする）、陶磁器くず、陶土くず、ガラスくず、木くず、医療廃棄物（非感染性廃棄物であること）、ゴムくず（30cm以下に切断する）

(2) 産業廃棄物の処分

①埋立て処分

陶磁器くず、陶土くず、ガラスくず、金属くず、医療廃棄物

②焼却処分

廃プラスチック、ゴムくず、木くず